

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（森乳業株式会社）

農林水産省は、森乳業株式会社（法人番号：5030001087129）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

森乳業株式会社は、老朽化して非効率な生産体制になっているロングライフ製品(*)工場を撤去して工場の新設及び設備投資を行い、製造・出荷体制の強化・効率化、生産性向上と飲用牛乳に代わる高付加価値商品の開発・製造を行います。

これにより、国産生乳の調達量を増やし、生産者の経営安定・発展に寄与すると同時に消費者の多様なニーズに応える商品提供を目指します。

(*)ロングライフ製品：（牛乳の場合135～150 で数秒間連続的に）殺菌した製品を、気体透過性のない容器に無菌的に充填したもの。常温でも長期間の保存が可能。

2. 事業再編計画の認定

森乳業株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資を受けること、及び、設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成31年1月～終了時期：平成35年3月

4. 申請者の概要

名称：森乳業株式会社

資本金：5,400万円

代表者：代表取締役社長 槇島廣太郎

所在地：埼玉県行田市富士見町1-3-2

添付資料

[森乳業株式会社の事業再編計画の概要](#)

[認定事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】

生産局畜産部牛乳乳製品課

担当者：安宅、葛谷

代表：03-3502-8111（内線4931）

ダイヤルイン：03-6744-2128

FAX：03-3506-9578

森乳業株式会社の事業再編計画の概要

森乳業株式会社は、老朽化して非効率な生産体制になっているロングライフ(LL)製品※工場を撤去して工場の新設及び設備投資を行い、製造・出荷体制の強化・効率化、生産性向上と飲用牛乳に代わる高付加価値商品の開発・製造を行います。

これにより、国産生乳の調達量を増やし、生産者の経営安定・発展に寄与すると同時に消費者の多様なニーズに応える商品提供を目指します。

事業再編の概要

【事業構造の変更】

相当程度の施設の撤去及び設備の廃棄

・既存のLL製品工場の撤去と設備の廃棄

【事業方式の変更】

・LL製品工場の新設と最新設備の導入

→製造・出荷体制を強化・効率化して、生産性向上を図る。

・新商品の開発・製造

→新技術により、消費者の多様なニーズに対応した、高付加価値商品の開発・製造を行う。

【支援措置】金融支援(日本政策金融公庫による低利融資)
税制特例(設備投資に係る割増償却)

※ロングライフ製品：(牛乳の場合135～150℃で数秒間連続的に)殺菌した製品を、気体透過性のない容器に無菌的に充填したもの。常温でも長期間の保存が可能。

事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

○ 製造・出荷体制の強化・効率化と高付加価値な新商品の開発・提供により、年間の国産生乳の調達量を59,000トンから64,000トンに増加させることで、生産者の販売拡大につなげ、生産者の経営安定・発展に寄与

【生産性の向上】

○ 工場稼働率を57%から80%に引き上げる

【計画の実施時期】 平成31年1月～平成35年3月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇等はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成30年12月25日

2. 認定事業再編事業者名

森乳業株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

森乳業株式会社は、埼玉県下の小中学校の約40%に給食用牛乳を供給するほか、小売店への販売や他の飲料メーカーからの受託などにより、牛乳、乳飲料、清涼飲料水の製造を行っている。今般、老朽化して非効率な生産体制になっているロングライフ（LL）製品工場を撤去し、その設備を廃棄するとともに、LL製品工場の新設及び設備投資を行う。これにより、製造、出荷体制を強化・効率化し、生産性向上を図るとともに、消費者の多様なニーズに対応した、高付加価値商品を持続的に提供する。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

老朽化して非効率な生産体制になっているLL製品工場を撤去し、その設備を廃棄するとともに、LL製品工場を新設して新LL充填ラインを導入することにより、製造・出荷体制を強化・効率化し、生産性向上を図る。また、新技術導入により、主力の飲用牛乳に代わる新商品を開発し、消費者の多様なニーズに対応した、高付加価値商品の製造体制を確立する。こうした取組により、国産生乳の調達量を平成29年度の59,000トンから平成34年度には64,000トンへ増加させ、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指す。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、LL製品工場の稼働率を57%(平成29年度)から80%(平成34年度)に引き上げることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性に関しては、平成34年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

保有する施設の相当程度の撤去及び設備の相当程度の廃棄（既存のLL製品工場の撤去及び設備の廃棄）

(事業の方式の変更)

LL製品工場の新設及び最新設備の導入により、製造・出荷体制を強化・効率化して、生産性向上を図るとともに、新技術導入により乳を使った常温保存可能品など、消費者の多様なニーズに対応した高付加価値商品の開発・製造を行う。

(2) 事業再編を行う場所の住所

森乳業LL製品工場

埼玉県行田市富士見町1-3-1及び2

(3)関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4)事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：平成31年 1 月～終了時期：平成35年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項
事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する設備の相当 程度の廃棄	撤去する施設とその内容： LL 製品工場（埼玉県行田市富士見町 1 － 3 － 2）の LL 工場建屋等 帳簿価格：54 百万円 撤去期日：平成 35 年 3 月 撤去比率：約 8 %（施設） 廃棄する設備とその内容： LL 製品工場（埼玉県行田市富士見町 1 － 3 － 2）の設備の全部廃棄 帳簿価額：60 百万円 最終廃棄期日：平成 35 年 3 月 廃棄比率：約 17 %（設備）	—
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農産物に係る新たな生産若 しくは販売の方式の導入又 は設備等その他の経営資源 の高度な利用による農産物 の生産又は販売の効率化	LL 製品工場の新設及び最新設備の導入 により、製造・出荷体制を強化・効率化 して、生産性向上を図るとともに、安 全・安心で高品質な牛乳・乳製品の製造 を実現する。また、廃棄する設備に代え て、SIG 社（本社スイス 大日本印刷㈱ と協業）の新充填機を導入する。これに より、果肉を含むスムージーや固形物を 充填する紙容器製品の製造が可能にな り、乳を使った常温保存可能品など、 消費者の多様なニーズに対応した高付 加価値商品の開発を行う。	法第 25 条第 1 項（株式会 社日本政策金融公庫によ る資金の貸付け） 租税特別措置法第 46 条の 2（認定事業再編計画に 基づく事業再編促進設備 への投資に関する割増償 却）